

令和 年 月 日

兵庫労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

甲（以下、甲という。）

（旧）事業場名

代表者

乙（以下、乙という。）

（新）事業場名

代表者

甲との続柄（

労働保険に関する引継報告書

甲と乙については、労働保険に関する事務及び債権並びに債務の一切について引き継ぎを行いましたので報告します。

注意事項

- 1 当該報告書は名称・所在地等変更届に添付してください。
- 2 法人登記上で明らかな単なる名称変更については、当該報告書を提出する必要はありませんが、合併・営業譲渡については公租公課の債権・債務を明らかにした合併・譲渡契約書の添付をお願いします。
- 3 当該報告書を提出した場合、旧事業場の事務誤り等により新たな債権・債務が発生することがあります。特に個人事業の場合は他の公租公課（贈与税等）に影響することもありますので、必要に応じて新規加入を検討してください。

※引継報告書に本籍地が記載された書類（戸籍・住民票等）及び個人番号（マイナンバー）が記載された書類は添付しないこと。